資　料２

フィフティプラン

第２次男女共同参画プラン総括

計画期間：平成２４年度～平成３３年度（令和３年度）

参画で　しあわせ創る　ささやま　ゆめ・未来

基本理念

１．男女がお互い尊重しあえる社会

２．あらゆる分野での男女共同参画

３．誰もが住みやすく、暮らしやすい“ささやま”のまち

目　次

Ⅰ　施策の実績（概況）……　1

Ⅱ　施策の達成度と課題及び改善策、市民意識の変化……　2

Ⅲ　総括……２０

Ⅳ　審議会からの意見……２２

参考資料……２３

第２次丹波篠山市男女共同参画プランは、第１次プラン（平成 14 年度から平成 23 年度）を受けつぎ、平成 24 年度からスタートしました。平成 19 年に名付けられた愛称の「フィフティプラン」が示すとおり、男女が対等なパートナーとして、共にいきいきと暮らすことができる社会の実現にむけて、男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的として策定したものであり、基本的な方向と取り組むべき施策を具体的に示しています。

このプランは、令和３年度をもって計画期間が終了するため、下記のとおり成果の検証と総括を行います。

Ⅰ．施策の実績

本プランについては、下記の１つの重点目標と３つの基本目標を立て、その達成に向けて５８項目の施策を実施しました。本プランにおける各所管課の実績から出された成果や課題を踏まえ、改善策を検討しました。以下の４つの目標における９つの課題の中には、達成度により評価が高い取組もある一方、達成できなかった課題もあり改善策の実行が求められます。

市の審議会などにおける女性委員の割合や、市の女性管理職の割合はそれぞれ目標値を達成しましたが、地域においては自治会長や自治会役員、農業委員会委員の女性の割合はまだまだ低く、男女共同参画意識を継続して市民に対し啓発していく必要があります。

令和４年度からスタートする第３次男女共同参画プランでは、従来の取組を継続しつつ、一層の取組が求められる課題について、各種施策を推進していきます。

重点目標　男女共同参画を推進する「体制・組織の強化と拡充」

重点課題

１．男女共同参画推進員の活動強化

２．市民団体の育成と活動支援

３．総合的な推進体制の強化

基本目標１　男女共同参画による「幸せな家庭づくり」

１．相手を尊重し、思いやる心づくり

２．仕事と家庭生活の両立

基本目標２　女性と男性がともに担う「幸せな地域づくり・働く場づくり」

１．女性と男性がともに参画する地域づくり

２．働く場における男女共同参画の推進

基本目標３　男女共同参画による「幸せなまちづくり」

１．市政への女性の参画の拡大

２．女性のチャレンジ支援の強化

Ⅱ　施策の達成度と課題及び改善策、市民意識の変化について

【重点目標】男女共同参画を推進する「体制・組織の強化と拡充」

幸せな家庭・地域・まちづくりを進めるためには、市民・団体・行政などが協力し合って取り組むことが大切です。そのために、推進員の組織化や総合的な推進体制の充実を図っていきます。

(1) 男女共同参画推進員の活動強化

家庭から男女共同参画意識の浸透をはかり、地域やまちづくりに広げていくため、各自治会に「男女共同参画推進員」が選任されています。その推進員が中心となり自治会内で男女共同参画を推進することで、女性・男性がともに地域づくりやまちづくりを担える環境を整えることができます。そのためにも推進員の活動強化および活動のネットワーク化が課題となっています。

①まちづくり協議会などとの連携

施策項目　A まちづくり協議会への支援 B まちづくり協議会への情報提供	
担当部課　人権推進課	
実績	改善策等
・まちづくり協議会などとの連携については、自治会男女共同参画推進員とまちづくり協議会との組織的な繋がりがなく、まちづくり協議会に事業を提案できる関係性を築けなかった。 ・まちづくり協議会施設内に男女共同参画情報紙「フィフティだより」やリーフレットの配架をしていただいているが、情報の浸透度の効果検証が難しい。	・男女共同参画の視点を意識した事業展開を提案するとともに、積極的に男女共同参画事業を所掌していただくことを提案していく。 ・年１回は、市広報紙に支援メニューや補助制度を総合的に掲載し、参画・女性活躍に資する情報を提供する。

②活動強化のプランづくり

施策項目　A 篠山市男女共同参画推進員代表者会（仮称）設置 B 活動強化策のための支援	
担当部課　人権推進課	
実績	改善策等
・男女共同参画推進員代表者会の設置については、推進員の活動が自治会地域内における啓発、情報提供、自治会の意思決定の場における男女共同参画の推進であるため、校区単位に組織化していくことは困難であった。	・まちづくり協議会は、単位自治会のみでは解決できない地域課題について、小学校区のマンパワーで取り組むことを主目的に結成されている。まちづくり協議会に既存部会の中で男女共同参画を担当いただくよう提案し、自治会男女共同参画推進員との関係づくりを促していく。

(2) 市民団体の育成と活動支援

市民一人一人が持っている力を十分に発揮できるように支援することはもとより、市民団体の育成と活動支援を行っていく必要があります。そのためにも、市民活動への支援機能を重視した男女共同参画センター機能の充実を図る必要があります。

①男女共同参画センター事業の拡充

施策項目　A 市民参画による男女共同参画センター運営の推進 B 市民団体などの共同による啓発事業の推進 C 市民団体の育成	
担当部課　人権推進課	
実績	改善策等
・情報収集できる場、交流できる場、「場」としての男女共同参画センターの役割として、多様な市民・団体との「協働」までには至らなかった。 ・セミナー、講演会などの参加者から人材を発掘し、新たな市民団体の育成に努めた。	・市民プラザ加盟の団体や女性委員会などにも、事業企画について意見聴取するなど、協働のきっかけづくりを行う。 ・女性委員会委員経験者などを中心に、県域での研修会参加補助を行うなど、参加へのハードルを低くしたサークル活動から団体の育成を図る。

②人材の発掘･育成と個人及び団体のネットワーク化の推進

施策項目　A エンパワーメントの機会の提供と充実 B 市民活動団体の育成とネットワーク化	
担当部課　人権推進課	
実績	改善策等
・政策や意思決定の場に参画する力を身につけるため、各種セミナーや講演会の開催、学習機会を充実させるとともに、関係機関が開催するセミナーの情報提供を充実させた。 ・セミナーは、テーマや内容によっては個別指導・相談となるため、参加者数が限られる。	・県や民間団体が開催する同種のセミナーを案内するなど、希望者が参加可能な情報を提供していく。 ・市民団体の育成、交流やネットワーク化については、県や商工会、経済団体が主催する女性向けの創業セミナー、市民プラザでの市民団体の活動など、テーマ型の講演会やセミナー、サークル活動を紹介することにより、市民が関心のあるテーマでの交流やネットワーク化のきっかけづくりの場を提供する。

(3) 総合的な推進体制の強化

本計画を着実に実行し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するためには、庁内の推進体制の充実とともに、男女共同参画の進捗状況及び計画の進行管理体制を充実させることが必要です。

施策項目　A 男女共同参画審議会と男女共同参画センター運営委員会の一元化 B 庁内推進体制の充実	
担当部課　人権推進課・総務課	
実績	改善策等
・男女共同参画審議会と男女共同参画センター運営委員会については、審議会・運営委員会を設置せず「人権尊重のあたたかいまちづくり審議会」の中で、男女共同参画にかかる施策について審議してきた（人権推進課）。 ・市職員対象の男女共同参画研修は、全職員が部署単位で研修する「職場学習会」の一環として実施した。職員である職場リーダーが講師となって研修を行うため、身近な研修となり、関心も高いと考える（総務課）。	・男女共同参画にかかる施策を総合的かつ計画的に推進するため、第３次プラン策定を期に人権尊重のあたたかいまちづくり審議会から切り離し、新たに「男女共同参画審議会」を設置する（人権推進課）。 ・これまでは、要綱設置の審議会・運営委員会であったが、男女共同参画施策を審議、提言いただくことから、市の附属機関として明確に位置づけるため、令和３年度中に条例化を図る（人権推進課）。

【基本目標１】男女共同参画による「幸せな家庭づくり」

幸せな家庭は、お互いを尊重し、思いやり、助け合って創っていくものです。そのための啓発・学習の機会を提供します。

(1) 相手を尊重し、思いやる心づくり

①意識づけの推進

施策項目　A 心に届く広報活動の充実	
担当部課　人権推進課	
実績	改善策等
・自治会回覧用として、男女共同参画情報紙「フィフティだより」４ページ分（Ａ３中折り４ページ輪転機刷り）を年３回発行した。	・今後、全戸への情報提供を図るため、市広報紙やホームページも有効に活用し、男女共同参画週間（６月）や女性委員会の市長への提言時に特集を組むなど、市民に啓発していく。

意識調査から

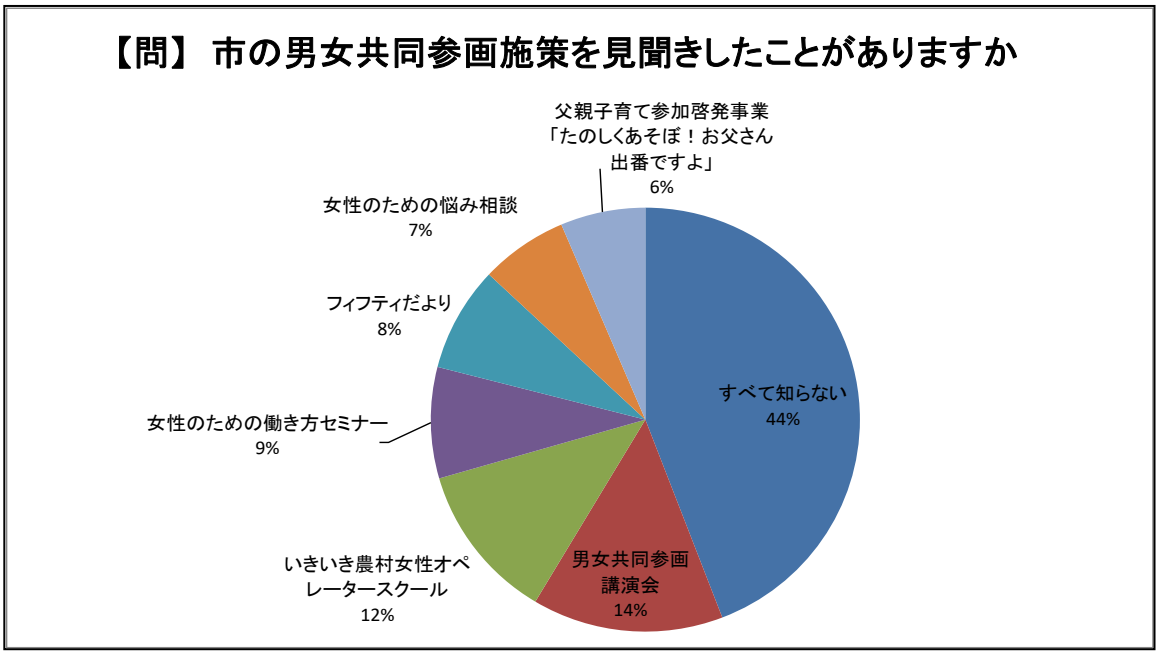

「男女共同参画講演会」が 14.4%、「フィフティだより」が 8.0%、「女性のための働き方セミナー」が 8.5%、「いきいき農村女性オペレータースクール」が 12.0%、「父親子育て参加啓発事業「たのしくあそぼ！お父さん出番ですよ」が 6.4%、「女性のための悩み相談」が 6.6%であった。また「すべて知らない」が 44.2%を占めており、今後さらに広報啓発の強化が求められる。広報紙をあまり見ない世代に対しては、ホームページやＳＮＳを活用したアプローチが必要である。

②地域・家庭における理解の促進

施策項目　A　幸せな家庭づくりの啓発 B　地域における協力体制の拡充	
担当部課　人権推進課	
実績	改善策等
・市広報や情報紙「フィフティだより」など、あらゆる機会、媒体を活用し、幸せな家庭のあり方について、分かりやすい広報と意識啓発を行った。 ・講演会・地区研究大会を開催することにより、人権意識啓発につながった。	・参加者の多くが男女共同参画推進員や自治会役員であることから、地域全体への広げ方に工夫が必要である。

意識調査結果から

【問】今の社会において男女の関係はどうなっていると思いますか

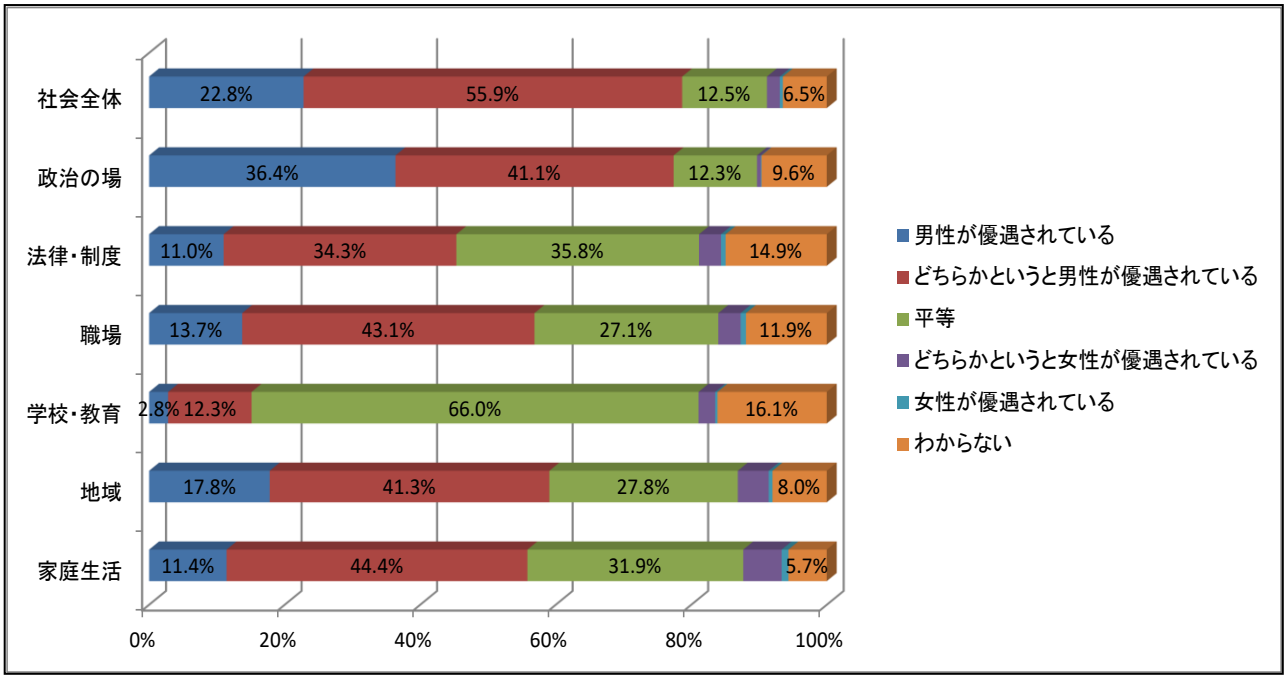

男女の地位に関する平等感については、学校・教育の場については、「平等」の割合が半数を超えているが、社会全体では、「男性が優遇されている」「どちらかというと男性が優遇されている」が 78.7%、「平等」が 12.5%となっている。また、男性は 17%が「平等」と回答したのに対し、女性は 9%にとどまり、男女間の意識の差が見られる。

国の令和元(2019)年の男女共同参画に関する世論調査では、社会全体で「平等」の割合が 21.2%となっており、本市の 12.5%と比較すると、8.7%高くなっている。

本市では、学校・教育の場を除いては、社会生活の大半の分野において、依然、男性中心の構造にあると捉えられていることが伺える。

【問】一般的に夫婦はどのように役割を分担するのがよいと思いますか

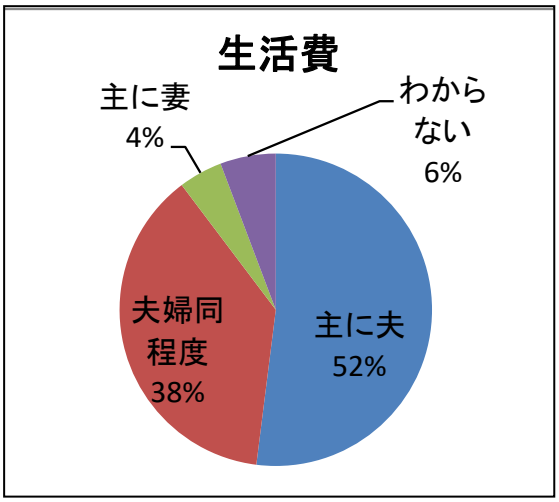

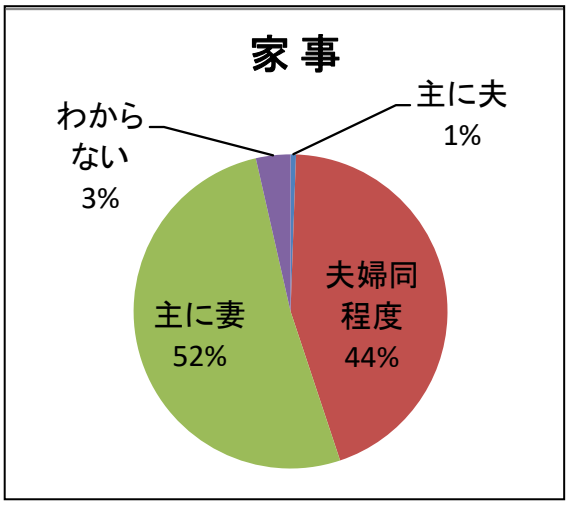

子育て、介護など家庭生活について、「生活費の確保について」は、「主に夫」が 52.0%と高位で、「夫婦同程度」の 37.7%を上回っている。「家事について、一般に夫婦はどのように役割分担をするのがよいと思いますか」の問いには、「主に夫」が 0.6%、「夫婦同程度」が 44.3%であるのに対し、「主に妻」が 51.6%と最も高く、固定的性別役割分担意識が依然根強いことがわかる。前回調査（全く同じ設問がないため、同種の設問から比較。「男は仕事、女は家事・育児という考え方がありますが、このことについてどう思われますか」について、「賛成」は男性 54%、女性 51%、「反対」は男性 46%、女性 49%と賛否が拮抗している）と比較して、5 ポイント意識の変化がみられるが、大きな変化はない。前々回（平成 18 年）調査では、男性の賛成派は反対の 2 倍であった。平成 23 年、令和 2 年調査ではほぼ拮抗している。

男女別だけでは意識の変化がわからないので、年代別、男女別に比較すると、生活費の確保については、18～29 歳が「主に夫」30.9%、「夫婦同程度」56.4%と夫婦同程度の方が高い割合を示しているが、30 歳から上の年代では、「主に夫」が「夫婦同程度」より高い割合を示している。若い世代になるほど性別役割分担意識が薄くなっている。

③暴力などの防止と支援促進

ＤＶ防止の啓発、相談窓口の拡充と被害者自立までの支援

施策項目　Ａ 被害者の安全確保と関係機関との連携強化 Ｂ 被害者の自立までの支援 Ｃ ＤＶ防止の啓発と相談窓口の充実	
担当部課　人権推進課・健康課・社会福祉課・長寿福祉課	
実績	改善策等
・ＤＶの相談、支援については、電話・来所	・適切な支援を行うために、各相談窓口や関

での相談に随時対応するとともに、継続的に支援が必要なケースについては、関係機関との情報共有、連携を行い、対応した。また、月１回のこころのケア相談日に、相談内容をつなげることが難しいケースもあった。（人権推進課・社会福祉課・長寿福祉課） ・市広報紙、ホームページ、フィフティだよりなどあらゆる媒体でＤＶ相談の窓口の周知を行った。特に、コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛期間中には、特にＤＶが懸念されることから、積極的に相談窓口のＰＲを行った（人権推進課）。	係機関との連携を深める必要がある（人権推進課・健康課・社会福祉課・長寿福祉課）。

意識調査結果から

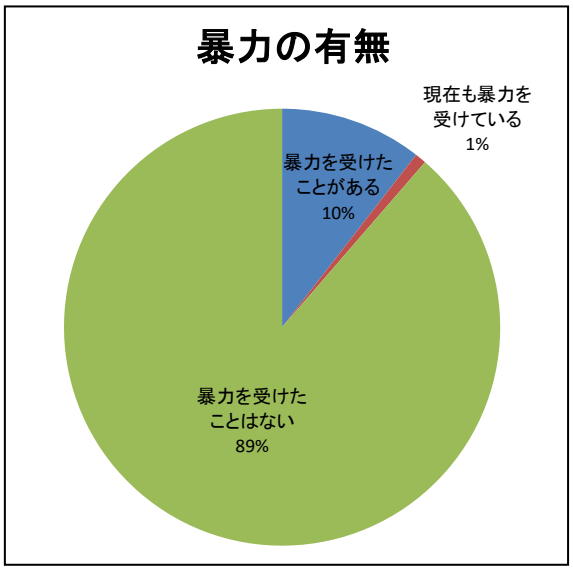

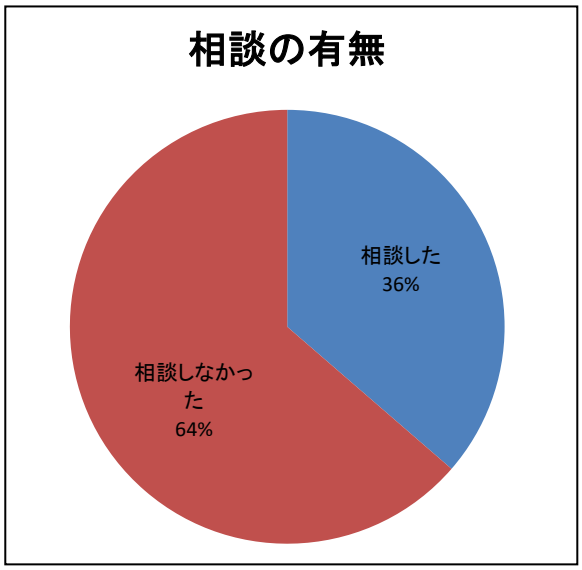

市民意識調査によると、ＤＶを受けたことが「ある」割合は、全体では 11.3％であり、女性は 15.4％と高くなっている。また、被害にあっていて相談した人は半数以下で、ＤＶに関する認識不足や潜在化の可能性を踏まえ、引き続き対策が必要です。

（2）仕事と家庭生活の両立

男女がともに、仕事と家庭生活や地域生活との両立ができるよう、様々な機会や媒体を通じ、家庭と職場における固定的役割分担を見直し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識を高め、男女共同参画の意識づくりを促進します。

①両立のための意識づくりの推進

施策項目　A 個性の尊重・協力の意識づくりの啓発 B 男性にとっての男女共同参画の推進	
担当部課　人権推進課・健康課	
実績	改善策等
・セミナーでは、起業やキャリアアップ、再就職相談などテーマや内容によっては個別指導となるため、参加者が限られる傾向となった。また、フレックスタイム制など多様な働き方へ向けた啓発、広報が十分に行えなかった（人権推進課）。	・県や民間主催の同種セミナーを案内するなど、希望者が参加可能な情報を提供する。また、多様な働き方については、「働き方改革」の流れの中で意識啓発や情報提供を行う。市民向けには広報、チラシ、ホームページなど、また、市内企業向けには商工会などを通して啓発していく（人権推進課）。 ・男性対象の料理教室事業が、サークルとして自立しており、引き続き広報などで側面支援していく（健康課）。

意識調査から

【問】一般に夫婦はどのように役割を分担するのがよいと思いますか

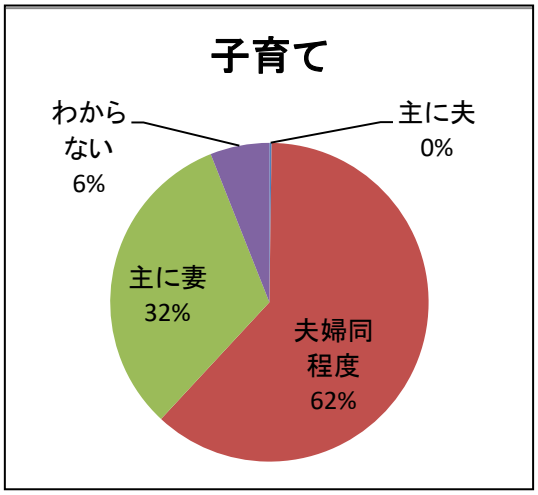

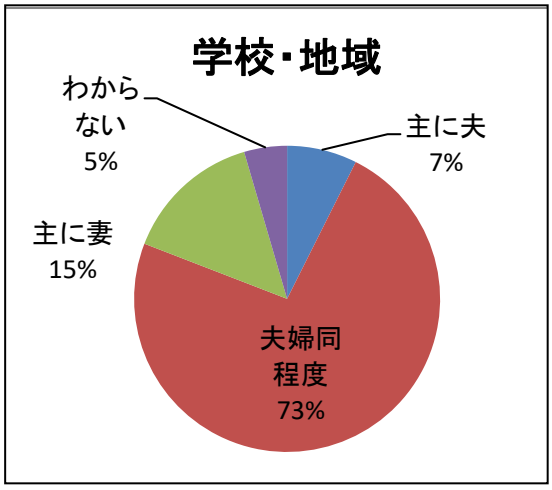

「子どもの世話について」の役割分担では、「夫婦同程度」が 61.7%と最も高いが、「主に夫」が 0.2%であるのに対し、「主に妻」は 32.1%となっている。「学校・地域について」の役割分担では、「夫婦同程度」が 73.5%と最も高いが、「主に夫」が 7.4%であるのに対し、「主に妻」は 14.6%を示している。これは、地域における役職のことではなく、地域活動等の出役について「妻が出ればよい」という回答と読み取れる。

【問】 男性が家事や子育て、介護などをすることに抵抗感はありますか。

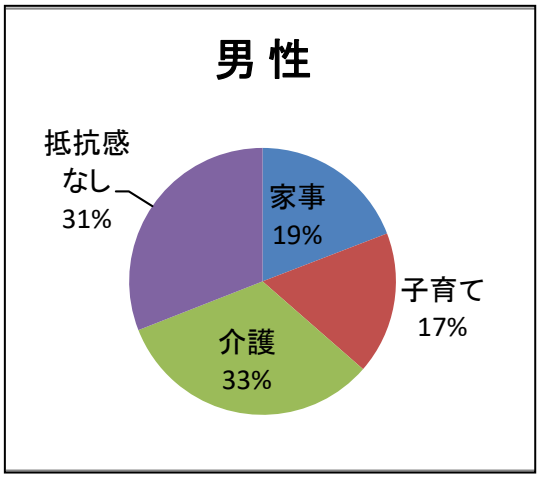

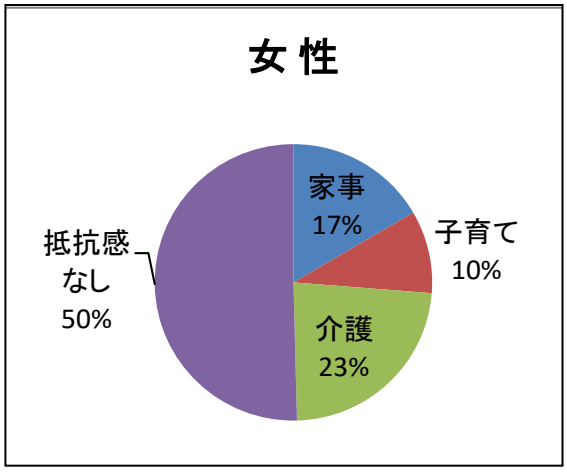

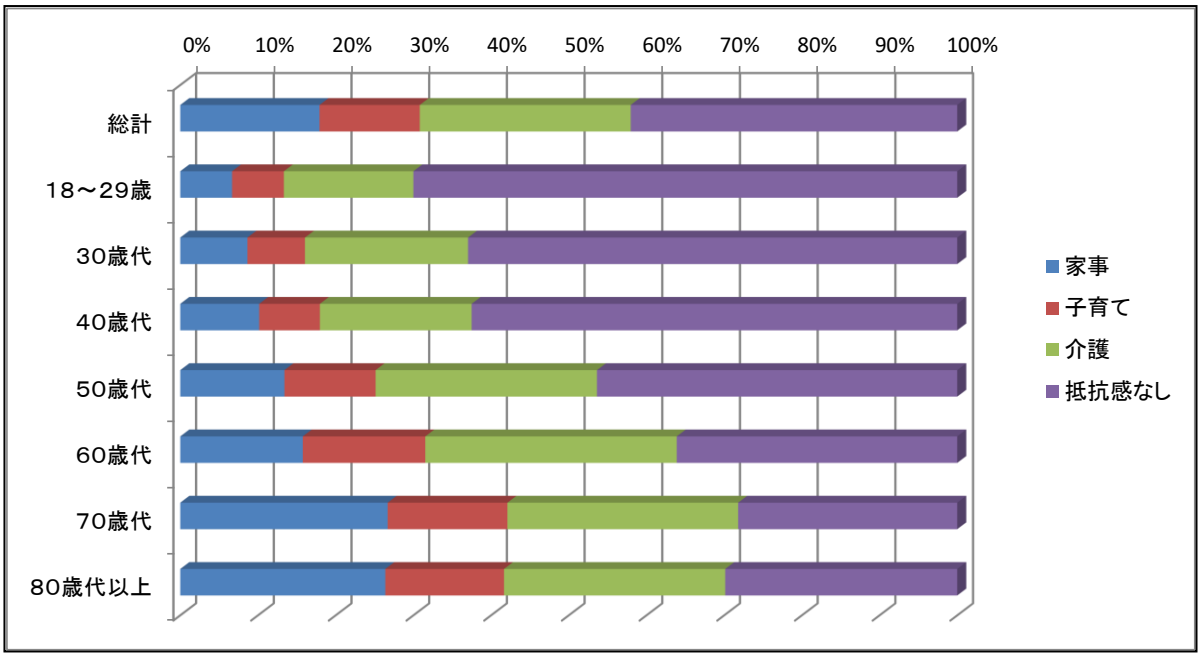

「男性が子育て、介護などをすることに抵抗がありますか」の問いに対し、全体で「抵抗なし」が 42.0%であるが、40 才代以下では 6 割近くが、20 才代では 7 割近くが抵抗なしと回答している。

前回平成 23 年度意識調査で「『男は仕事、女は家事･育児』という考え方がありますが、このことについてあなたはどう思われますか」の問いに、「どちらかといえば賛成」も含め、賛成は男性が 61%、女性は 49%。「どちらかといえば反対」も含め、反対は男性が 32%、女性は 42%である。女性が賛成派と反対派が拮抗しているのに対し、男性は、賛成派が反対派の約 2 倍であった。

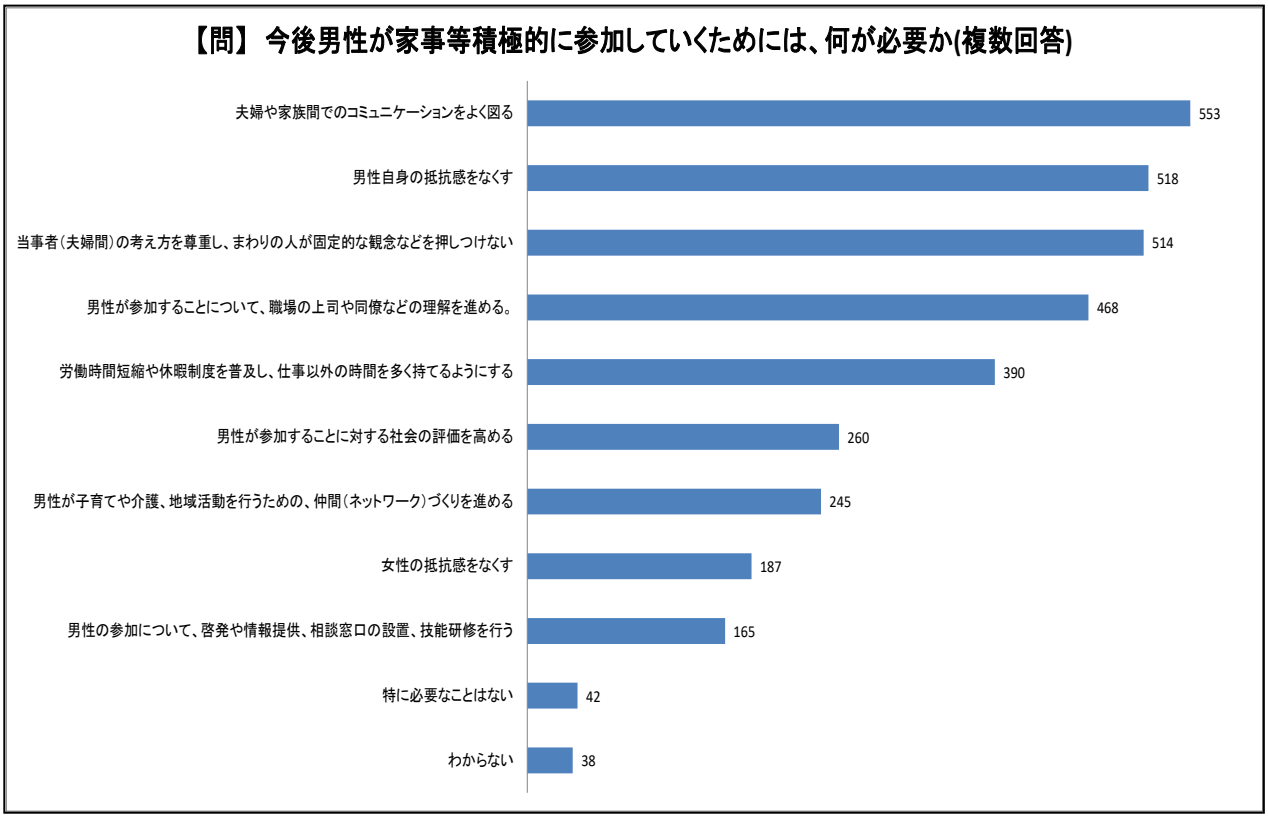

また令和２年度意識調査では「今後男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要か」（複数回答）の問いには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」が 16.4%（553 人）、「男性自身の抵抗感をなくす」が 15.3%（518 人）、「当事者（夫婦間）の考え方を尊重し、まわりの人が固定的な観念などを押しつけない」が 15.2%（514 人）、「男性が参加することについて、職場の上司や同僚などの理解を進める。」が 13.8%（468 人）と続いている。

②両立のための環境づくりの強化

施策項目　A 理解ある職場における”育児・介護休業制度”の周知と利用促進 B 多様な子育て・介護ニーズに対応したサービスの充実 C 妊娠出産期等における母子保健の支援	
担当部課　商工振興課・健康課・社会福祉課他	
実績	改善策等
・事業者に対し「雇用の安定」「従業員のキャリアアップ」「育児・介護休業制度の拡充」などの助成金制度を周知するため、商工会へ情報提供を行うとともに、商工会発行の情報誌を通じて情報発信した（商工振興課）。	・「働き方改革」にかかる事業者向けセミナーや専門家派遣事業を情報提供し、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児・介護休暇取得促進などを労使双方へ啓発していく（商工振興課）。 ・安心して子育てや介護ができるよう、各種

・どの取組事業も達成度としては高いものの、今後もニーズに合った支援を継続していく必要がある。また、サービスを提供する専門職人材の確保が課題となっている（健康課）。 ・妊婦検診費用助成などは、助成券の複数枚使用により使いやすい制度に工夫しているが、医療機関により健診費用が異なり、自己負担が生じることがある（健康課）。	保育・介護サービス制度の周知に努め、公的サービスの利用の促進と、子育て環境や介護環境の整備と充実に努める。この取組事業としては 21 事業ある（健康課、長寿福祉課、社会福祉課、学校教育課、こども未来課）。 ・外部研修への参加や係内研修を行い、家族等に寄り添い適切な相談につなげるよう支援員及び係員のスキルアップを図る。 ・妊婦検診費用助成については医療機関と連携して、適切に助成券を使用していただけるように周知していく（健康課）。 ・男性の育児参加を促す（健康課）。 ・パパママ教室は、参加者のニーズを検討し、参加しやすい内容に変更する（健康課）。 ・助産師による講話や沐浴体験、産後手続きやメンタルヘルス等実施内容の見直しを行う（健康課）。

【基本目標２】　女性と男性がともに担う「幸せな地域づくり・働く場づくり」

女性と男性がともに地域活動に参加・参画できる地域社会づくりをめざします。また、働きたい人が能力を発揮できる環境づくりを進めます。

（1）女性と男性がともに参画する地域づくり

性別や年齢などにかかわらず、多くの市民が地域活動に参加・参画し、活力ある地域社会を形成していくため、地域の男女共同参画を実現していく必要があります。

①地域活動における意識啓発の推進

施策項目　A 住民学習・生涯学習による啓発 B 国際理解の推進	
担当部課　人権推進課　中央公民館　学校教育課	
実績	改善策等
・住民学習での啓発については、「女性と人権」などが共通テーマになるのが数年に一度のため、自主学習の提案テーマとして	・県や民間主催の同種セミナーを案内するなど、希望者が参加可能な情報を提供する。また、多くの人に関心を持ってもらえるよ

「男女共同参画」を取り上げているが、自治会での実施率が高いとは言えない（人権推進課）。 ・公民館事業である高齢者大学でも、男女共同参画をテーマとした講座を実施しているが、受講生は圧倒的に女性が多く、男性の受講生は少ない（中央公民館）。 ・市内在住外国人相談事業で、国際理解センターに事業を委託しているが、市教委、学校、委託先との連携を密にしながら、学校（児童生徒）の実態に応じた支援を行っていく必要がある（学校教育課）。	う、まち協関係者や市民を対象に研修会を開催するなど、啓発に努める（人権推進課）。 ・高齢者大学以外の他の講座でも、男女共同参画をテーマとした講座の開催を検討する（中央公民館）。 ・定期的に会議を開催し、学校（児童生徒）の実態を把握しながら支援を行っていく（学校教育課）。 ・地域活動などへの男女共同参画を促進していくために、女性・男性がともに地域活動に参画することへの理解と意識の啓発、また、男女共同参画に対する啓発活動や学習の機会を提供していく。さらに、地域における国際理解を深めるため、交流や学習の機会を通じて、多文化共生・男女共同参画への意識づくりを推進する（人権推進課）。

意識調査から

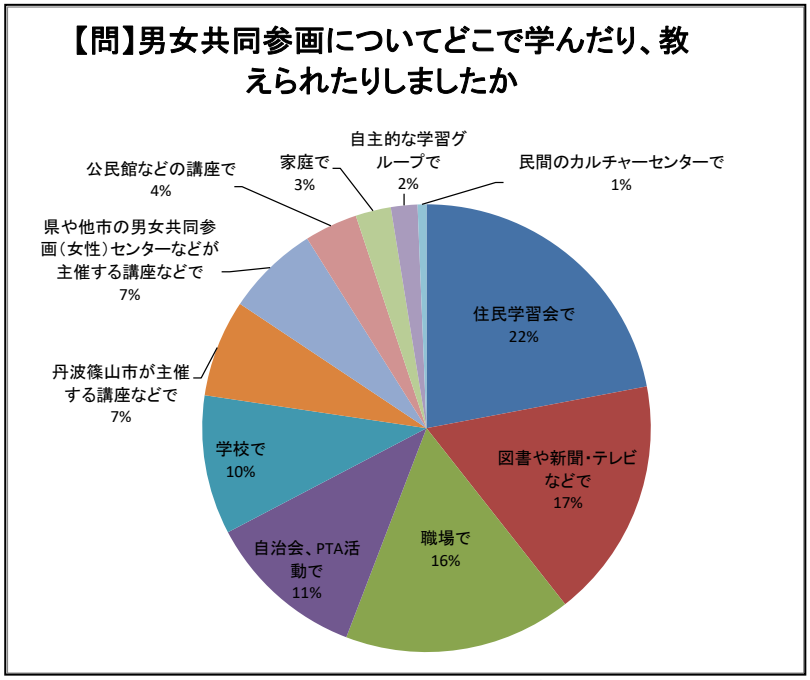

「住民学習会で」が 22.0%で最も高く、次いで「図書や新聞、テレビなどで」が 17.4%、「職場で」が 16.4%、「自治会、PTA 活動で」が 11.5%と続く。住民学習会や職場、PTA など団体を通じた研修会や啓発の取組が重要であることが伺える。

また、「丹波篠山市が主催する講座などで」と「公民館などでの講座で」が合わせて 10.8%、「県や他市の男女共同参画センターなどが主催する講座などで」が 6.7%と続き、今後も社会教育のテーマで取り上げる必要性があると言える。

②地域活動への女性参画の促進

自治会の活動や、地域づくりの場に、女性が主体的に関わることができる環境づくりを促進します。

施策項目　A 地域防災における女性の参画の促進	
担当部課　市民安全課	
実績	改善策等
・自主防災組織（自治会等での防災活動）は、市が事業主体でないため、各自治会ごとの女性登用の状況把握が困難であった。	・市総合防災訓練での参加を呼びかける。市防災会議での女性委員は 33.3%まで改善した。今後も積極的に登用していくとともに、女性消防団の増加や防災士の資格取得を啓発していく。

意識調査結果から

【問】この５年間で男女共同参画は進んだと思いますか

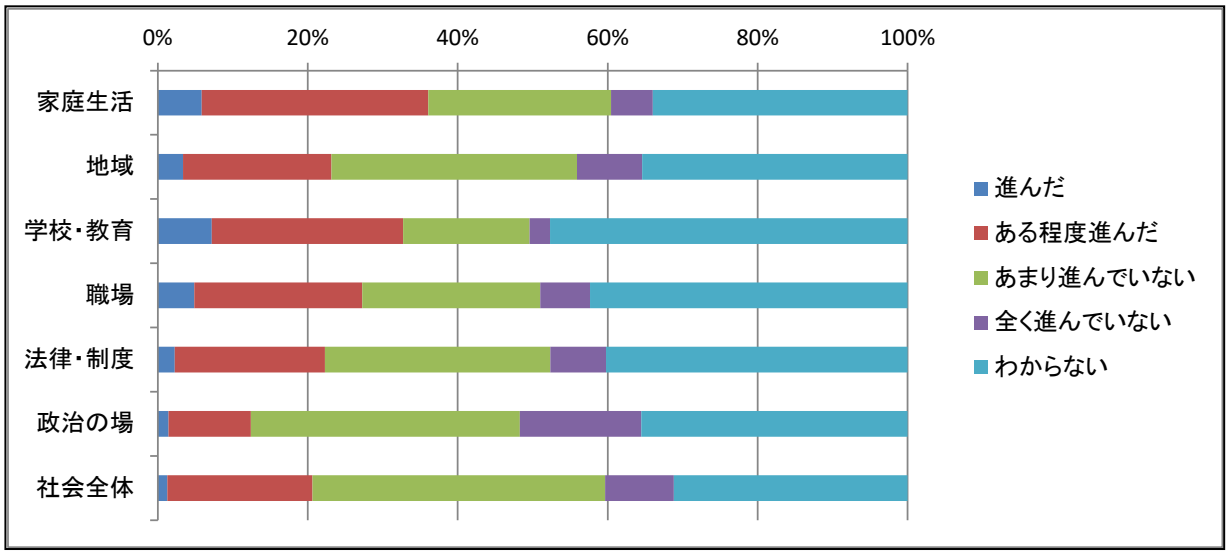

「地域（自治会など）で、この５年間で男女共同参画は進んだと思いますか」の問いに、「進んだ」「ある程度進んだ」が合わせて 23.2%であるのに対し、「あまり進んでいない」「全く進んでいない」が 41.5%である。

「住んでいる地域（自治会など）に男女不平等なことがありますか」の問いには、「役員のほとんどが男性である」が 27.2%、「地域行事などで、男性は企画や運営の先導役、女性は接待や飲食の準備などの裏方役と、役割分担が固定化している」が 23.2%、「男女不平等はない」10.5%と続いている。

また、「女性の積極的な地域活動や自治会などにおける役職登用の促進について、有効だと思うものはなんですか」という問いに対して、「女性が積極的に参加しやすい雰囲気をつ

くる」が 19.8%、「家族の理解と協力」が 18.9%「女性自身が積極的に会議や行事に参加する」が 14.7%、「参加しやすいよう、会議や行事の日程を見直す」が 11.5%と続いてい

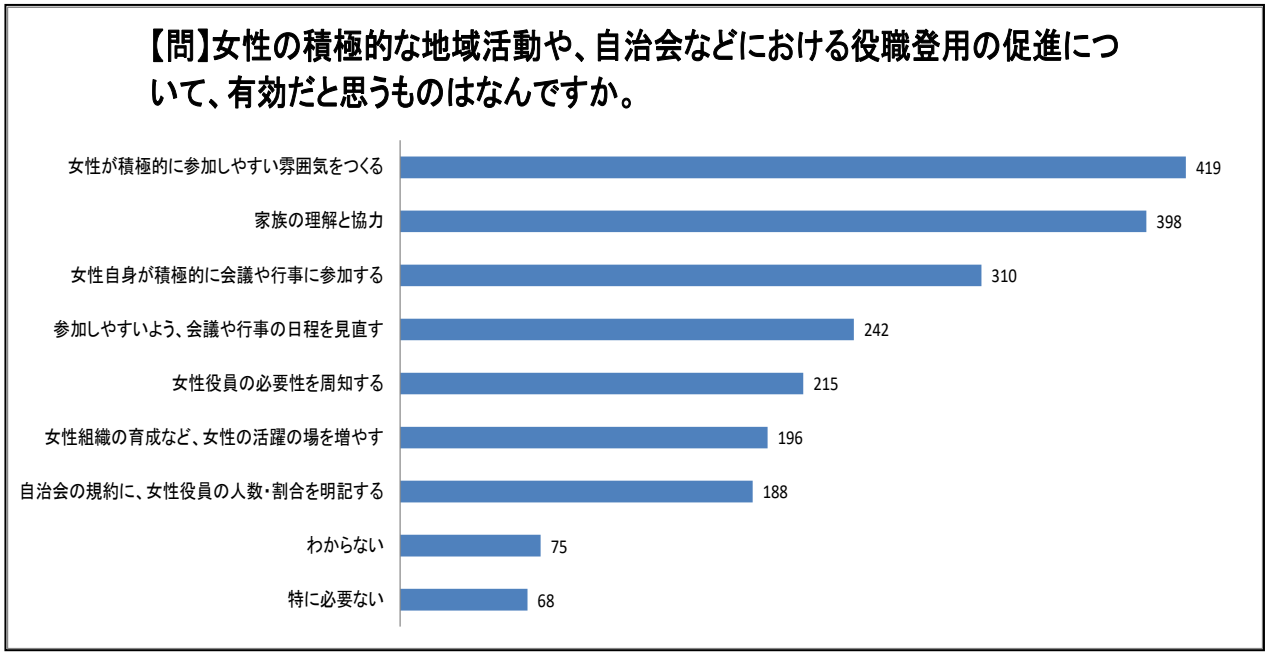

(2) 働く場における男女共同参画の推進

職場での性別役割分担を見直し、均等な機会と待遇が確保され、男女がともに働き続けられる環境の整備を推進します。

①男女の均等な機会と待遇の確保

施策項目　A 各種労働関係の法律や制度の周知と趣旨の啓発 B 職場における性別役割分担意識解消への啓発 C 労働相談窓口の啓発	
担当部課　商工振興課	
実績	改善策等
・事業者に対し「雇用の安定」「従業員のキャリアアップ」「育児・介護休業制度の拡充」などの助成金制度を周知するため、商工会へ情報提供を行うとともに、商工会発行の情報誌を通じて情報発信した。 ・ハローワーク、県、労働基準監督署、労働団体等との連携会議や相談機関の周知を図るとともに、市内の雇用対策としてハローワーク求人情報の市ホームページへの	・男女共同参画推進法をはじめとする労働法制について、市民（事業者、労働者）への周知啓発、職場における固定的な性別役割分担意識の解消と男女共同参画への理解の推進、事業主への自主的な取組への支援、関係機関との連携を図ることや労働相談窓口の啓発を行う。

掲載などを取り組んだ。	

②就労男女の健康保持の支援

施策項目　A 就労男女の健康管理の促進 B 母性健康管理措置の周知と実施の徹底	
担当部課　健康課	
実績	改善策等
・女性と男性が共に自らの心身の管理ができるよう、健康に関する正しい知識や認識の普及と啓発を図ること、特に、女性の性についての特性に配慮し、就労女性の心身の健康支援、母性の健康管理について、事業主および労働者双方に対して、意識の啓発を推進した。 ・男性は悩みを誰にも相談せず抱え込みやすい傾向にあり、精神面で孤立しやすいため、男性の相談・自殺予防なども含め、こころの健康づくりについて取り組みを推進した。 ・特定健診の女性受診率の向上について、受診者中の女性の割合は増加しているが、受診率は 37%前後と横ばいである。	・未受診者への受診勧奨や様々な機会をとらえての啓発を強化していく。 ・平成 28 年より母子手帳交付を健康課で一本化したことにより、すべての妊婦に対し面談を実施できるようになったことで、適切な啓発の実施ができている。

意識調査から

「職場で、この５年間で男女共同参画は進んだと思いますか」の問いに、「進んだ」「ある程度進んだ」が 27.3%あり、「あまり進んでいない」「全く進んでいない」の合計 30.3%を下回っている。前回平成 23 年度調査に同じ設問が無いので単純比較できないが、「あなたの職場で男女格差がありますか」という問いがあり、男性は「仕事内容」が 21%、女性は「給料・賃金」が 15%で最も多い。「男女格差はない」が男性 34%、女性 32%であった。

「男女共同参画施策としてどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか」の問いについて、「育児休業・介護休業などの制度を男女共に利用できるよう普及させる」が 9.6%、「保育所や認定こども園など地域の子育て支援サービスを充実させる」8.2%と、「労働時間短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める」も 7.1%あり、働き方改革による仕事と家庭生活の両立への一定の期待が男女共にある。

【基本目標３】　男女共同参画による「幸せなまちづくり」

まちづくりの主役は市民であり、あらゆる意思決定の場に男女が平等な立場で参画し、市

民と行政が一体となって素晴らしいまちづくりを進めます。

（1）市政への女性の参画の拡大

市政に女性の視点を反映するため、審議会等への女性の登用や、市における女性管理職の配置に取り組みます。

①市審議会などへの女性委員登用の促進と人材育成

施策項目　A 市審議会などの女性の登用促進 B 市審議会などの委員選出方法の見直し	
担当部課　人権推進課	
実績	改善策等
・目標値を平成 33 年度（令和 3 年度）で 30%としており、令和 3 年度の登用率は 40.0%となり、目標を達成した。 ・年度当初に、市審議会等の団体推薦用の依頼文のひな型の文章を示し、女性の登用率向上を担当課に啓発している。	・女性委員がいない審議会等の解消と女性委員の積極的な登用に努めること、委員の選出規定や選出方法の見直しを図り、女性の適任者を推薦するなどの方法を推進する。 ・推薦団体そのものに女性の三役や役員が不在であることもあり、今後は、審議会等へ推薦する団体に女性委員の選出当番等の採用ができないか、各種審議会に検討を投げかけるなどして女性委員の登用を図っていく。

②市管理職への女性の登用促進と人材育成

施策項目　A 女性職員の業務リーダーや管理職などへのチャレンジに向けた意識の改革	
担当部課　総務課	
実績	改善策等
・女性管理職の比率が低い原因は、管理職の前段階である監督職への昇任試験の受験率が年々低下していたことが挙げられる。	・女性職員がそれぞれの能力を十分に発揮できるように、能力開発の機会を積極的に提供する。 ・女性職員のキャリアアップ研修の実施や監督職になる前の段階（主査級）の職員に対する研修も必要である。 ・平成３０年度から係長試験を廃止し、年功序列によらない職員登用の理念は残しつつ、男女の区別なく職員を登用することと

	した結果、令和元年度には女性職員７名が係長に昇任し、令和年３年度には女性部長２名、女性課長５名を昇任した。今後においても女性職員の積極的登用を図る。

丹波篠山市における女性の公職参加状況等（令和３年４月１日現在）

審議会等登用目標			審議会登用状況（要綱設置含む）			議員		
目標値	目標年度	対象審議会女性比率	委員数	うち女性委員数	女性委員割合	議員数	うち女性議員数	女性議員割合
30％	R3	(H24)21.6％	1,064	426	40.0％	16	4	25.0％

丹波篠山市における職員の採用及び管理職の状況（令和３年４月１日現在）

採用職員数			職員数			管理職		
採用職員数	うち女性職員数	女性職員割合	職員数	うち女性職員数	女性職員割合	管理職数	うち女性管理職数	女性管理職割合
12	7	58.3％	465	167	35.9％	95	19	20.0％

（2）女性のチャレンジ支援の強化

女性の隠れた能力を発揮するためのチャレンジ支援、また、結婚等により一旦離職した女性の再就職のチャレンジを支援します。

①農の分野における女性のチャレンジ支援

施策項目　A　農の分野における男女共同参画の意識づくり B　農を生かした女性のチャレンジ支援および人材の発掘と育成 C　農の分野における女性のコミュニティづくりの促進	
担当部課　農都政策課・人権推進課	
実績	改善策等
・講演会や研修会の開催、目標や手本にできる事例（ロールモデル）の提示など、啓発を行った。 ・先進事例などを発表する農業振興大会では、平成２４年度から令和元年度の事例発	・今後は、さらに講座内容の充実を図るとともに、市以外の民間主催のセミナーなどの情報提供を進める。 ・今後の組織を担う後継者づくりが課題となっており、農家世帯の女性が気軽に参加で

表者２４名のうち、７名２９．２％の女性に発表いただき、女性農業者の積極的な参画事例を多くの人に示すことができた。 ・女性限定の研修会として、農業機械の操作を学ぶ「農村女性オペレーター育成事業」を平成２９年度から開催、また若手の女性が農業に親しめるよう「子育てママのプランターで野菜づくり教室」を平成３０年度から開催し、将来の女性農業者の育成やきっかけづくりを推進した。 ・女性農業士、女性農業委員、生活研究グループ、JA 女性会代表者で構成する「農村女性組織連絡会」による女性農業者のコミニィティづくりや研修会の開催など、女性目線の活発な活動が展開できた。	きるような取り組みを検討してく。 ・今後も女性の発表者を積極的に登用するとともに、参加者についても女性が多数参加いただけるよう工夫を講じていく。

②起業･再就職する女性への支援

施策項目　A 起業や再就職のための情報の提供 B 起業や再就職のための環境づくり	
担当部課　商工振興課・創造都市課	
実績	改善策等
・国や県が実施している資金融資制度や再就職支援制度など、各種支援制度に関する情報を収集し提供した。また、起業のための相談対応や起業支援助成の実施、関係機関と共催で創業に向けた基礎知識や具体的な計画づくりを学ぶ創業塾の開催などを通して女性起業者への支援に取り組んだ（商工振興課)。 ・多様な働き方に向けた意識啓発を企業、労働者双方に行うため、市広報紙やホームページで情報提供を行った（創造都市課)。	・毎月１回市内企業に送付しているメルマガ配信を充実し、両立支援等助成金事業などの周知を図っていく（創造都市課)。

意識調査から

「男女共同参画施策としてどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか」の問いについて、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が 10.6%、

「高齢者や病人の介護サービスなどを充実させる」10.3%、「育児休業・介護休業などの制度を男女共に利用できるよう普及させる」が 9.6%、「保育所や認定こども園など地域の子育て支援サービスを充実させる」8.2%と、女性の就労への支援や家庭生活との両立ができるサポートへの要望が高い。また、「労働時間短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める」も 7.1%あり、働き方改革への期待も高い。今後とも、女性の就労支援、スキルアップ事業の情報提供、介護・子育て施策など両立支援の取組が求められる。

Ⅲ　総括

第２次男女共同参画プランは、「参画で　しあわせ創る　ささやま ゆめ・未来」をキャッチコピーに、男女が対等なパートナーとして、共にいきいきと暮らすことができる社会の実現にむけて、平成 24（2012）年 12 月に策定しました。国においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」や「男女雇用機会均等法」などの改正、国の「第３次男女共同参画基本計画」が策定された前後でした。

この間の取組の成果と課題として、令和２年度の「丹波篠山市男女共同参画意識調査」において、家庭内における男女の役割分担意識の払拭については、特に若い世代の改善がみられるなど、男女共同参画に対する理解や意識は向上していると言えます。

ＤＶなどの暴力については、意識調査の中に「自分が我慢していればすむことだから」「相談しても解決しないから」という回答があることから、より一層の啓発や相談体制の充実、関係機関と連携が必要になります。

加えて、「この５年間で男女共同参画は進んだか」の問いに対しては、家庭生活や学校・教育、職場において進んだという意見があるものの、あまり進んでいない、全く進んでいない、分からないという意見もあることから、ＤＶを含む男女共同参画に関する啓発を広報、ホームページ、ＳＮＳなどあらゆる媒体による更なる取組が必要です。

政策や方針決定の場への女性進出の指標である「審議会等の女性委員の割合」について、平成 24 年度（21.6%）に設定した平成 33 年度（令和３年度）の目標値は 30%で、令和 3 年度に 40.0%と目標値に達しました。国や県でも既に 30%の目標に達し、新たに 40%の目標値を設定されています。本市においても委員選任のシステム的な工夫と努力により審議会等へのさらなる女性の登用を図ります。

また、審議会等には公募委員もおられますが、推薦団体となる地域活動を担う各種団体からの推薦委員が多いことから、女性が地域活動に積極的に参画できる、役員を担えるよう、職場、家庭、地域活動に男女がともに参画できるような男女共同参画の啓発が必要です。

本市における女性管理職の割合も令和３年度は 20.0%（前年 16.5%）と、丹波篠山市特定事業主行動計画の目標値を達成しましたが、決して高いとは言えず、さらなる女性職員の

登用が求められます。

また、平成 27（2015）年には、女性活躍推進法が制定されるなど、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

国は男性の育休取得率 100％をめざしています(令和元年雇用均等基本調査:男性 7.48％、女性 83.0％が取得)。働き方改革も含め、男女がともに職場、家庭、地域活動を担える条件整備が求められます。

新たな課題としてＬＧＢＴＱなど性的少数者の方への適切な配慮、啓発、「持続可能な開発目標（SDGｓ）」の関係性など新たな課題の計画も求められます。

令和４年度からスタートする第３次男女共同参画プランでは、従前の①男女共同参画基本法に基づく市町村基本計画、②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村計画を包含し、③「持続可能な開発目標（SDGｓ）」の「目標５　ジェンダー平等の実現」との関係を明らかにし、④配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村計画も包括することとしています。

Ⅳ　プラン策定委員会からの意見

〇意識調査で、40歳代の女性の自由記述意見に「かなり時間を費やしてアンケートに答えたので、しっかりプランに反映してほしい」と書かれており、心に響きました。真剣に答えてくださった方達の意識を吸収しなくてはなりません。

〇自治会等で、男女共同参画について学習し、男女共同参画の大事さ、趣旨、目的を市民に気づいてもらう啓発をしていかなくてはならないと考えます。

〇18歳から29歳の人達の「男女共同参画を知っている」数値が高いのは、中学校の公民の授業で学習し、丁寧に教わることで学習できていると感じます。学校では生徒会や児童会でも会長は男性に限らないことも教えています。このように、若い年代層がせっかく学んで理解していることを、活かせる仕組みづくりが大事だと感じます。

〇委員の発言や市民アンケートの意見から、市民の意識の醸成、定着がまだまだであり、男女共同参画に向けての意識改革が必要だという声が多くありました。男女共同参画を固いイメージではなく身近に感じられるような啓発が求められていると思います。プラン策定には、市民が一体となって進めていくという方向性、熱いストーリーが欲しいと感じます。

〇男女共同参画センターとしての「場」、「拠点」を作るべきだと思います。「拠点」はとても大事で、目で見て「あそこにある」と市民に認識していただくことが必要と考えます。例えば、男女共同参画センターを委託するなど、男女共同参画について啓発し、話し合う「場所」をつくることが必要であると考えます。男女共同参画センターは話し合える居場所づくりであるという意識づけを行うためにも、以前の「男女共同参画課」のような充実した体制を組むことが望ましいと考えます。男女共同参画社会の実現に向けて、実績のある精通したところに委託することがベストだと考えます。

〇男女共同参画について10年間で地道だけれども良くなったところ、良くならなかったところを分かりやすく、情報を広くとり、まとめることが必要です。

〇農業が家庭の収入として認めてもらいにくい中で、都会にはない「丹波篠山らしさ」の特徴が出れば良いのではないでしょうか。丹波篠山市で女性が頑張ってこられたこと、プラス「丹波篠山らしさ」がプランの中にきっちり見えてきたら良いと思います。

〇今何が課題なのか、どのように意識が変化してきたのか、ＳＤＧｓや女性活躍推進法で世の中が変化してきたのか、足らないところを高めていかなくてはなりません。

〇体系化すると、市民と団体が連携し、行政が支える図式が見えてきます。具体的なイメージ・目標を重点施策に盛り込み、男女共同参画を浸透させていく必要があります。

〇ＤＶは命にかかわることで人権侵害であり、ＤＶをなくしていく学校教育が大事であると考えます。そのための整備が必要です。

〇ＤＶがあった時に相談できる安心感、女性が自分の思いを出してもいいという安心感、性別に関係なくリーダーや管理職を目指していいのだという、これからを生きていく人たちが希望を持てるプランにしたいと思います。

参考資料

令和2年度丹波篠山市男女共同参画意識調査の概要

１　調査の目的

丹波篠山市では、あらゆる分野への男女共同参画を進めるために、平成２４年１２月に「第２次篠山市男女共同参画プラン（フィフティプラン)」を策定した。

この第２次プランが令和３年度で終了するのに合わせ、第３次男女共同参画プランの改定を進めており、より現状に即した実効性のある施策を展開するため、家庭、職場、地域などにおける丹波篠山市の実態や意識を把握し、第３次プランに反映させるためのアンケートを実施した。

２　調査対象

丹波篠山市に居住する満１８歳以上の市民

３　標本抽出方法

完全無作為抽出法

４　調査方法

郵送配布～郵送回収

５　調査期間

令和２年９月下旬～１０月３０日

６　回収結果

（１） 配布数・・・・2,000 件
（２） 有効回収数・・・985 件
（３） 有効回収率・・・49.3%